

「九・一八」事変直後における瀋陽の政治状況

——奉天地方維持委員会を中心として——

澁谷由里

はじめに

中国東北地方に居住する中国人とその社会^①にとって、「九・一八」事変はいかなる影響をもたらし、いかなる意味を持ったので

あろうか。筆者はさきに張作霖政権について、「政権支持層を中心とする地域社会は政権に何を期待し政局運営にどう関わったか」という視点を一つの軸にして、「支配の論理と実際との間に生じる矛盾を通して地域社会にとっての政権の存在意義を考え^②」ようと試みた。その折、王永江を「清末新政の改革の気運を継承し「保境安民」という形で中国の中で東三省地域の自主性のあるべき姿を主張した地方官僚」として位置づけたが、同時に彼の果たしえなかった志向は、張学良政権と「満洲国」建国期の地方維持委員会各々に異なる形で継承されたという見通しも述べてお

た。^③本稿では、前稿と同様な視点と目標を設定して、この見通しを検証したいと思う。そうすることで、単に事変そのものを考察対象とするだけでなく、前史との関連という新たな分析視角を提示することにもなろう。

「九・一八」事変についての研究は、枚挙にいとまがない。その大半は、日本の対中国軍事・外交上の決定的転回点としてや、「満洲国」成立前史としてのとらえ方からなされたものであった。そのとらえ方は現在もなお有効であり、そこに残された課題もまだ多いと思われるが、筆者が冒頭に掲げたような問題意識とかみあえば、更に発展するであろう。

最近、特に一九九〇年代に入ってから、従来の「満洲」事変研究とは異なる関心から、一言でまとめれば、「九・一八」に際して日本の占領下にとどまらざるをえなかった、中国人有力者の立

場に考慮した研究が出てきた。奉天（遼寧）地方維持委員会が、焦点の一つになってきているのが特徴と言える。筆者は、ある程度研究が出そろった現在、地域と期間を限定して特にこの委員会について、集中的かつ具体的に再検討すべきであると考えている。

そこで本稿では、地域は張氏二代政權のいわば「首都」である瀋陽に、期間は事変勃発から約三箇月間に限定する。先行研究の成果を参考にしつつも、それらにおいてなお充分には明らかにされてこなかった問題を、ここで要約してみる。まず、奉天地方維持委員会が必要とされるにいたった経緯と、委員会の位置付けをめぐる関東軍側と委員会側との対立・葛藤の過程である（第一章、必然的に事変の中国人社会への影響にも言及することになる）。次に、委員会の有力メンバーである袁金鎧・于冲漢と、委員会解散と同時に奉天省長に就任した臧式毅の、三名の心境の変化や事変への関わり方を通じて明らかにするであろう、中国人（有力者）個人にとっての事変の意味である（第二章）。

① 本来ならば少数民族——特に満洲族——の動向も充分考慮に入れなければならないところであるが、現時点では金梁・熙治に限られた人物の部分的な動向しか把握できない。ゆえに、ここでは主に漢族を念頭においている。

② 拙稿「張作霖政權下の奉天省民政と社会——王永江を中心として——」（『東洋史研究』第五二巻第一号、一九九三年、八五頁）

③ 同右、一〇六頁。

④ 浜口裕子「満洲事変と中国人——『満洲国』に入る中国人官吏と日本の政策——」（『法学研究』〈慶応〉第六四巻第一号、一九九一年十一月）、同「『満洲国』の中国人官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」（『アジア経済』三四—三、一九九三年三月）、古屋哲夫「満洲国」の創出（山本有造編『満洲国』の研究）、京都大学人文科学研究所、一九九三年、山室信一『キメラ——満洲国の肖像』（中公新書、一九九三年）、姜念東・伊文成・解学詩・呂元明・張輔麟著『偽満洲国史』（大連出版社、一九九一年）。

⑤ この委員会の名称は一定しない。本稿では、史料に頻出する形である「奉天地方維持委員会」を用いる。

一 奉天地方維持委員会の成立から解散まで

関東軍は既に、「奉天市政に関しては占領地統治案として事変前佐藤主計正主任となりて研究」^①済であった。しかし、日本人が多く居住し関東軍も良く状況を把握している満鉄附属地とは異なり、城内・商埠地では、「支那側警察力全然消滅ノ状態ニ在ル処我方現在ノ兵力ニテハ治安維持ニ充分ナルヲ得ス……日支双方民間有力者ニ依ル治安維持会ヲ組織セシメ我陸軍ノ監督ノ下ニ治安維持ニ当ランシムル」^②という方針を立てざるを得なかった。「不敢瀋陽市商會所屬商團（私設巡警）全員六百名……憲兵隊監督指揮ノ下ニ支那街ノ治安維持ニ当ラン」^③め、「各商店ノ門戸ヲ開カシムルコトナレリ」。同日（九月二十日）、本庄繁・関東軍司令

官の布告として、「軍ノ指導ニ基キ日支人ニ依」る、城内と商埠地を範圍とする奉天市の臨時市政の施行が正式に表明され、市政業務は表面的には軍政の形をとらないで維持されることになった。土肥原賢二大佐が市長に就任した。

しかし、治安維持活動は「食糧欠乏ト給料不渡等ヲ理由ト」する商団の「同盟罷業」にあい、不調を極める。「食糧ハ糧秣廠ヲ没収シテ供給スル外給料ハ追テ適當ノ方法ヲ講シ支給方保証ヲ与フル条件ヲ以テ新ニ自衛團巡警ヲ募集セシメツアルモ只今迄ノ処応募者ナシ」という有様であった。市内の「食糧其他日用品ノ供給行ハレス市民ノ多数飲食物ハ欠乏シ……兵工廠ニ於テハ倉庫ニ保管中ノ白米等ヲ分配シ居ルモ今後ノ支給ニ不安アリ市中沸々食糧掠奪等アリ」。食糧については糧秣廠・兵工廠の他に、「商務会カ軍部ノ意向ニ従ヒ……銀号ノ経営セル糧棧ノ貯蔵雜穀ヲモ一般物価ノ騰貴ヲ抑制スル方法トシテ販売スルコトニ決定シ」、実行もされている。だが、「人心未タ安定セサル為市民ノ他地方ニ避難スルモノ皇姑屯方面ニ殺到シ居レリ」という事態は、関東軍がいかに「武装監視兵ヲ配シ容疑者ニ対シ査問又ハ身体及携帶品ノ検査ヲナシ」てもとどめようがなかった。商務会の補佐で何とか食糧確保は果たせても、それ以上の市民生活の復旧——治安維持や金融機関の回復等——は難しかった。そこで、奉天の名のあ

る有力者を集めた統合的な治安維持組織の設立が、関東軍によって急がれる。

九月二十四日、本庄司令官の委嘱により袁金鎧（東北政務委員会委員長）、于冲漢（前東三省官銀号総弁）、李友蘭（前本溪湖煤鉄公司総弁）、郝彥樹（前奉天教育庁長）、張成箕（前奉天省議会議長）、張煥相（前東省特別区行政長官）、閔朝璽（前洮南、遼寧鎮守使）、孫祖昌（奉天紡紗庁長）、金梁（前奉天政務庁長）をメンバーとする奉天地方維持委員会（以下、維持委と略称）が、発足した（但し、于冲漢はこの時まだ大連で病氣療養中であつた——後述——）。関東軍は、「支那人有力者カ自発的ニ委員会ヲ組織セル形」に固執した。一方、本庄司令官が二十三日夜、北平の張学良に特使を派遣し、帰奉を勧告したと報道された。⑩ 関東軍司令部は「事実全く無根なり」⑪と発表したが、遼寧省各商會代表大會（奉天商工總會）は二十五日會議を開き、張家の長年の搾取的支配を糾弾し、張の帰還に反対する旨を本庄に伝えた。張学良と日本側の提携による支配という方針は、この時点で崩れた。

そうになると、張学良を欠く政治状況での維持委の役割が問題となってくる。維持委は二十五日、「金融その他を常態に復し自衛警察を設置し地方の秩序を回復するために治安維持を担当する、以上の事宜に關しては地方維持委員会において処理する……」とい

う布告を出した。^⑩一方、市長の土肥原は次のように語っている。

「今回奉天城治安維持ノ為組織セラレタル地方維持会ヲ指導シテ漸次行政ノ中心機関タラシメ市長モ追テ其公選ニ依リ相当ノ支那人ヲ任命セシムル予定ナルト共ニ現ニ我憲兵隊ノ指導下ニ在ル自衛団モ近ク右治安維持会ニ引継キ保安隊ノ名称ニ統一シ……今日迄ニ其用トシテ小銃一千挺ヲ交付セリ」^⑪。維持委の布告は、秩序回復のための治安維持組織であり、主導権は自身にあることを内外にむかって表明したものであった。しかし、土肥原には早くも維持委を日本側の指導下で徐々に「行政ノ中心機関」に改める構想があったこと、治安維持についても、小銃で武装した「憲兵隊ノ指導下」の自衛団を投入している点が注目される。以後、維持委と関東軍は主導権とその後の統治方針をめぐって対立し、それはしばしば表沙汰になった。

維持委の実際の活動状況については、史料が少なく不明の点が多い。その中で、次のような記事は貴重である。

……治安維持は主として前奉天交渉署長修兆元氏、金融方面は元東三省聯合会会長張成箕氏、糧食方面は閻朝鞏氏等これに當つてゐる、右に関し金〔梁——引用者補足、以下同じ〕委員は語る

地方維持会は市政公署が時局收拾のため懸命の努力をされ

てゐるのを傍観するに忍びず、奉天城内外民衆の意志に基き自発的に成立せるものである、従つて市政公署とは別個の機関である、事務の進行は勿論、市政公署に交渉して計つてゐるが先づ第一に治安維持の問題に就き万全を期してゐる、即ち奉天城内外は日本の憲兵並支那の自衛団によつて保れてゐるが土匪並に敗残兵のため悩まされつつある地方農民の保護は是非我々の手で行はねばならぬ、この為目下地方警備組織の計画中である、……（中略）……糧食方面は閻委員主となつて主に慈善団体と協力して着々事務を進めてゐる^⑫。

まず、この記事からは維持委内の職務分担がわかる。修兆元は会発足当時には名が無かつたから、途中から委嘱されたのであるが、その時期は不明である。次に金梁委員の談話として、維持委の自発性と主体性が強調される。さらに、治安維持については当初の目的であった奉天市内の秩序がほぼ回復されたこと、「地方農民の保護」が新たな課題になっていることが明かにされる。実際、維持委は各県政府に該地方の状況を報告するよう依頼する文書を出しており、少なくとも清原・通化・遼陽・遼中・瀋陽・海城各県からの報告を受けている。^⑬日本人・韓国人居住民の多い清原・通化・遼陽各県では、その保護を口実に軍事行動を起こそ

うとする日本側への対応に苦慮している。その他の県では、秩序の崩壊に乗じた「匪」の討伐を最大の課題に掲げている。

維持委に期待される役割は、大きく異なる一方であった。同時期、新国家建設をめぐる維持委の関与も取り沙汰されるようになる。

満洲独立建設計画は……少くともその数は五種を下らない、

……(中略)……そのうち最も有力にして最も可能性あるものは既報の袁金鎧氏らを中心とする地方維持委員会および東北四省(遼寧・吉林・黒龍江・熱河)の有力者を網羅せる「民意調査委員会」を中心とするものであつて同計画は

一、満洲を独立国とすること

二、満洲に満漢蒙古族を打つて一丸とする共和国を建設すること

三、国号を「中和」とすること

を計画の骨子とし、既に憲法の起草もほぼ完了した、なほ右民意調査会は地方維持委員会とは別系統のものであるが委員には地方維持委員会の委員が多数加はつてゐる^⑮

塚本清治・関東長官の報告によれば、「東北新政府」の形式・首脳について、「……帝政トスルカ乃至ハ共和政体トスルカニ付数日來関係者〔袁金鎧ら〕協議中ナルカ一昨三十日迄ノ協議ニ於テハ殆ト共和政体ヲ採用スルコトニ意見略々一致シ同意見ヲ基礎

トシテ一旦憲法ヲ起草シタルカ其後俄カニ帝制ヲ布ク事カ現在ニ於ケル時局收拾上最モ合法有利ナリトノ意見有力トナリ既ニ起草シタル憲法草案ヲ改訂スルノ必要生シ本月五日其審議ニ着手スル筈ナリト。趙欣伯によれば、草案の骨子としては帝制の採用の他、「事実上日本ト相提携スルモ表面上ハ飽迄国家トシテノ形体ヲ維持スルコト」と「議會政治ヲ採ルモ一切政党ヲ認メス」という点が盛り込まれたが、未確定であるという^⑯。

再び『朝日新聞(大阪)』九月二十八日夕刊の記事に戻らう。文中に出てくる維持委・民意調査会の他にも、当時の奉天には例えば「東北紳民時局解決方策討論会」、「遼寧四民臨時維持会」といった有力者団体があった。前者は張氏二代の政權を「軍閥暴政の下に困むこと已經に十数年」と表現し、日本の進軍によりそれが一掃されたことを歓迎し、「ただに張學良と関わりを有するの錦州政府に対して死を誓つて否認するのみならず、即ち軍閥の禍首・蔣介石等の声明・蠢動に対しても亦絶対に反対^⑰」という立場を明かにしていた。後者は維持委の委員でもある關朝聖——袁金鎧との不仲が伝えられていた——が会長を務め、「貧民婦孺の生活に対して並びに粥廠を籌して以て目前の饑饉を救済し、其れ軍政等の事に関しては本会は概ね涉及せず^⑱」と表明していた(關は維持委内でも、「慈善団体と協力して」食糧問題を担当していた

ことを想起されたい。

いずれも維持委に比べれば、政治力は大きくない団体ではある。しかしそれぞれ旗幟を鮮明にしているだけに、維持委も曖昧な態度はとりにくい状況に置かれつつあった。両者ともに、維持委への何らかの不満や批判を含んでいることも明かであった。維持委には、関東軍だけでなく他の有力者団体に対しても、今後の方針をうちたてる必要が生じたのである。

十月二日、関東軍参謀最高会議が開かれ、「満蒙問題解決案」が審議された。七点の要領の内、特に第三点「奉天城内ニ於テハ軍閥政治ニ反対スル各種ノ運動ヲナスハ固ヨリ可ナルモ軍ノ占領内政権ヲ奉天ニ樹立スルコトハ断シテ之ヲ許スヘカラス」^②が注目される。関東軍もまた、自身の目の届かないところで情勢が変化していくことを恐れていた。そこで、最有力の団体である維持委に対する締め付けを、前にも増して強めていくこととなる。同日、土肥原は維持委の丁鑑修を呼び出して、「速ニ財政実業両庁ヲ開ク様勧告」した。しかし、丁は「事重大ナレハ篤ト幹部ト協議ノ上何分ノ回答ヲ為スヘシトテ引取」^③った。十五日になっても、袁金鎧は「官銀号及辺業銀行ノ開業並瀋海鐵路ノ開通ニ関聯シ成ルヘク速ニ地方維持会管理ノ下ニ財政庁ヲ開キタキ希望ナルモ庁長ニ適任者ナキ為行惱ミ居レル」^④と語っている。つまり、勧告から

十日以上経っても実現していないのである。袁は、一方では新政权構想に参画しながら、他方では維持委自体の組織拡大に抵抗していた。維持委の性格を飽くまでも臨時的なものにとどめ、中国人側の行政の一種の「牙城」^⑤たらしめようとする袁と、維持委の機能をなしくず的に大きくして介入の度合いを強めようとする関東軍とは、衝突を繰り返すこととなる。

十二日、関東軍は省政・市政の分割問題を協議した。市政については、「治政漸く挙りしを以て此際市長を支那人と換へ人心を一新するの要あるを痛感し課長会議にて審議す。本件は概ね同意にして若干の準備を行ひ発表すること」^⑥になった。しかし、省政については、「市政と分離し間接税等の收受を主目的とするもの」という点では意見の一致を見たものの、具体案では次の三説に分かれた。

- 1 案○治安維持会をして財政庁、実業庁の業務を執らず、奉天省には飽迄政権の存在を許さず。
- 2 案○軍司令官を以て省長の業務を行ふ。
- 3 案○仮の省政府事務取扱所を暫定す。^⑦

1 案は今までの経緯から推して、土肥原の案であろう。2 案は、形式的にせよ市長に中国人を据えるかわりに、関東軍の省政介入を露骨に推進しようという意図が明かである。3 案は2 案ほど露

骨ではないが、市政と省政の境界が不明瞭になっている現状への不満がうかがえる。そして、日誌の著者・片倉衷は、「現今の治安維持会にては政治運動を助成する結果となる」という強い危機感を記している。関東軍の中では、維持委自身がどう主張しようと、少なくとも省政レヴェルの機関としてその位置づけが論議されてきた。しかし、この日には結論を出せなかった。

十五日の関東軍参謀級の会議でも、省政・市政問題が議題に挙げられた。市政については十二日の結論に加えて、「市長以下を支那人とし之に顧問を配する」ことで意見が一致した。しかし、省政についてはまたもや意見が分かれた。石原、片倉両参謀は上述の3案的な意見を出し、土肥原大佐は維持委の存続を希望、「板垣参謀は軍の根本策として省政府を是認せざるを以て之に類似の名称を避くべしとなし」、竹下参謀は石原・片倉案と土肥原案の中間的な立場をとった。結局、議論の根幹は、中国人を政治の中枢にどの程度関与させるか、関東軍の主導権をどの程度顕在化させるか、そのバランスのとり方にあったと言えよう。ただ十五日の会議では、かねてより土肥原が進めていた方針をうけいれる形で、1案が採用された^⑦。十九日、財政庁（長・翁恩裕）が、二十一日に実業庁（長・高毓衡）と法院（長・趙欣伯）が開設された^⑧。

十一月に入ると、維持委の省政府化にはいっそう拍車がかかっ

た。袁金鎧は、「世間ノ思惑ト自己ノ立場ニ願ミ決心鈍リ居リタルモ軍部ヨリ矢ノ催促ヲ受ケ此ノ上躊躇スル能ハサル破目ニ陥リ昨今各委員ト協議ノ結果追テ新政権成立ニ至ル迄ノ応急弁法トシテ地方維持会ノ名ニ於テ省政府ノ職務ヲ代行スルコト」^⑨を余儀なくされる。五日付けて維持委から布告が出された。奉天総領事林久治郎は、次のように要約している。

事変以来政権停断シタルヲ以テ本会出テテ治安ヲ維持セルモ既往並ニ将来ヲ管セサルコト既ニ声明セル通りナリ然ルニ今又此過渡期間ニ当リ全省ノ政令ヲシテ旧ニ照シ施行シ以テ人心ヲ安ンシ法規ヲ尊重セシムル為一時政権ヲ代行スルコトナレリ……^⑩

この布告の内容をめぐっても、維持委と関東軍側との間には葛藤があった。「軍司令部ニ於テハ右布告中ニ張学良ノ旧政権及國民政府トノ關係ヲ断絶スル旨ヲ追加記入スル様命令シタル為維持会ニ於テハ一時布告ノ発表ヲ見合セ更ニ各委員ニ財政庁長実業庁長官銀号総弁等ヲ加ヘ討論審議中ナルカ学良トノ關係断絶ヲ明記スルコトハ別段差支ヘナキモ満州事件カ内外ノ大問題トナリ居ル今日地方維持会カ國民政府トノ關係断絶ヲ声明スルカ如キハ關係者一同ニ於テ國民ヨリ売国奴ノ識リヲ免レストノ議論」^⑪が多かった。國民政府との關係断絶を声明すれば、当然中華民國から分離・独

立する意思の表明と見られてしまう。維持委のメンバー達にとっては、それだけは避けたい事態であった。布告に書かれた「旧ニ照シ」法を施行するという文言は、民国のそれを遵守するという決意表明に他ならない。

しかし六日夜、「金井顧問等地方維持会の首脳及板垣、竹下参謀は衷を軍司令部に召喚し先づ金井顧問佈告文を発すべきを説得し遂に同意せしめ」た。片倉によれば、「へ衷金鑑軍司令部に召致せらるるや身命の危険を感じ戦々兢々たり。／容易に地方維持会に依る独立宣言を書する能はず、軍に於ても已むなくば之を軟禁すべく所要の手配を整へたり」という、脅迫に近い形で布告文に關東軍の要求する文言を入れるよう、衷に強制した。「七日朝地方維持委員会ハ幹部會議ヲ開キ軍側ノ要求通」に字句を追加し、八日発表の手筈を整えた。

十二月十三日、事変直後から軟禁されていた臧式毅が釈放された。十五日、「在奉全市紳商農工各界代表約四百名商工總會ニ会合シ臧式毅ヲ公選シテ省長ト為シ正式省政府ヲ組織セシムルト同時ニ地方維持委員会ニ対スル自発的解散勸告状ヲ決議シ衷金鑑ノ諒解ヲ求メ」た後、衷金鑑ら数名が臧式毅を訪問して同意を得、省長就任式が行われ、そして翌日に維持委員長は辞表を提出した。^④ 關東軍側は、ここでも中国人側の自発性を演出した。

① 片倉衷「滿洲事変機密政略日誌」(以下、「片倉日誌」と略)其一九二一年九月二十一日(『現代史料7 滿洲事変』、みすず書房、一九六四年)。但し、筆者は「統治案」の現物は未見である。

② 外務省編『日本外交文書 滿洲事変第一巻第一冊』(一九七七年)二六頁、昭和六年九月(二十)日、在奉天林総領事より幣原外務大臣宛(電報)「奉天における治安維持会組織準備について」。以下、特に断らない限り該書の文書は林から幣原宛。

③ 同 三〇一頁、九月二十日、「瀋陽市商會所屬商團六百名の編成配置について」。

④ 同 三九一四〇頁、九月二十一日、「奉天市政に關する本庄軍司令官布告について」および「別電」。

⑤ 同 九一―二頁、九月二十三日、「自衛團の同盟罷業と巡警の再募集について」。

⑥ 同 九五頁、九月二十三日、「奉天の治安および食糧状況について」。

⑦ 同 九二―三頁、九月二十三日、「奉天における銀行、商店の休業状況について」。

⑧ 同 一〇五―六頁、九月二十四日、「奉天市内の交通、金融等に關する現況について」。

⑨ 『朝日新聞(東京)』昭和六年九月二十五日朝刊、「奉天維持委員会ノ本庄司令官から委嘱」(奉天二十四日発)。／は行替えを意味する。以下、同じ体裁。本文中の肩書きは該紙による。なお前掲、浜口一九二一年論文、四一頁によれば、佟兆元・李友蘭・孫祖昌の三名は、趙欣伯(東北法學研究会会長)・翁恩裕(奉天礦産管理局局長)・高毓衡(東三省官銀号総稽核)と代わっている。ただ、佟兆元は維持委発足当時は名が無い。また、九月二十八日にはまだ佟の活動が伝えられているので、交代は少なくともこの日以降ということになる。

⑩ 『日本外交文書』三〇一頁、九月二十六日、「奉天における地方維

持委員会の組織について。

- ⑪ 『朝日新聞(大阪)』九月二十四日朝刊 「張氏に帰奉を勧告」自
ら東三省の治安維持に当れ」本庄司令官から特使派遣。なおNHK
取材班・白井勝美「張学良の昭和史最後の証言」(角川書店、一九九
一年)、二二九—二三〇頁における張自身の証言によると、事変後本
庄はまず顧維鈞に接触を図り、それを知らされた張は外交部次長、劉
某を派遣した。同書一三三頁における片倉衷氏の証言では、本庄は張
に帰還勧告の電報を打ったが、張からの返答はなかったという。『朝
日新聞』の報道は、あるいはこの二つの情報が錯綜したものかもしれ
ない。
- ⑫ 『朝日新聞(大阪)』九月二十七日朝刊 「もう張氏には／帰つて
貰ふまい／却って迷惑至極だ／奉天で商會代表大会の決議」(奉天特
電、二十六日発)。
- ⑬ 同右、及び『満洲日報』九月二十六日夕刊 「奉天の商工總會が／
学良帰奉に反対／廿年間の擄取を呪ひ」。
- ⑭ 『朝日新聞(大阪)』九月二十八日朝刊 「治安維持委員会を／奉
天民間で組織／わが官民が一時担当した／行政警察権を移す」。
- ⑮ 『日本外交文書』三〇四頁 九月二十八日 「奉天地方維持会の組
織充実について」。
- ⑯ 『満洲日報』九月二十八日朝刊 「治安維持の万全に／地方維持会
が努力」。
- ⑰ 遼寧省檔案館編『九・一八』事変檔案史料精編(以下、『史料精
編』と略、遼寧人民出版社、一九九一年)二六三—二八頁、二七〇—六
頁。
- ⑱ 『朝日新聞(大阪)』九月二十八日夕刊 「袁金鎧氏らの／独立計
画進む／共和国憲法草案成る」。
- ⑲ 『日本外交文書』三二四—二五頁 十月二日 塚本より若槻総理大臣、

幣原外務大臣宛 関機高支第一一五六四号(極秘)「袁金鎧趙欣伯等
ノ東北新政権樹立画策」。なお、「國家トシテノ形体ヲ維持スル」とは、
具体的には「併合前ノ朝鮮ニ於ケル統監府ノ如キモノハ置カス日本ト
モ五ニ公使或ハ大使ヲ交換派遣スル」ることを意味する。

- ⑳ 『満洲日報』九月三十日朝刊 東北神民時局解決方策討論会の宣言
文(原文、写真より筆者解説)。
- ㉑ 『日本外交文書』三三二頁 十月四日 中谷関東庁警務局長より永
井外務次官宛(電報)「奉天における地方維持委員会の内部対立状況
について」。
- ㉒ 『満洲日報』十月一日朝刊 遼寧四民臨時維持会佈告(九月二十九
日付け。原文、写真)と『史料精編』二六二頁。
- ㉓ 『片倉日誌』其一 十月二日。
- ㉔ 『日本外交文書』三一七頁 十月三日 「袁金鎧を首班とする
遼寧自治政府組織の風説の事実無根について」。
- ㉕ 同 三三三頁 十月十五日 「奉天地方維持会の下に財政庁開設に
ついて」。
- ㉖ 『片倉日誌』其一 十月十二日。
- ㉗ 同 十月十五日。
- ㉘ 『日本外交文書』三六一—二頁 十月二十三日 三宅関東軍参謀長
より杉山陸軍次官宛(電報)「奉天地方維持会の遼寧省行政機構復活
について」。
- ㉙ 同 三六六頁 十一月四日 「奉天治安維持会を省政府に改組につ
いて」。
- ㉚ 同 三六八—九頁 十一月(五)日 「奉天治安維持会の省政府代
行に關する布告について」。
- ㉛ 同 三七〇頁 十一月六日 「奉天治安維持会の省政府代行布告に
關し軍司令部の強硬命令について」。

② 「片倉日誌」其二 十一月六日。

③ 『日本外交文書』三七一一二頁 十一月七日 「奉天地方維持会軍側の要求通り布告発表について」。

④ 同 三九六―七頁 十二月十六日 林より犬養外務大臣宛て（電報）
「臧式毅の奉天省長就任について」。

二 中国側要人の関与と心境

張氏政権の下でキャリアを積み、相應の政治的影響力を持っていた人々は、事変の勃発・張学良の不在・関東軍による占領といった、一連の危機的事態にどう対処し考えたのか。それを明かにしなくては、現地社会にとつての「九・一八」を位置付けられないであろう。考察の対象として、筆者は袁金鎧・于冲漢^①・臧式毅^②の三名を選びたい。袁・于両名は清末から政界で活躍し、張作霖政権下では代理奉天省長兼財政庁長・王永江とともに文治派三巨頭と称された、奉天ぎつての大物である。但し、袁は張作霖政権のごく初期から、于も張学良政権期から、実務に携わる官僚ではなくなった。つまり、名誉職的な肩書きを与えられ、あるいは経済界に君臨しつつ、政治顧問のような立場で政権中枢部に対して影響力を保ち続けていた。そこが、王永江と大きく異なる点である。なお、臧式毅は張学良政権下で遼寧省主席を務め、後述のような状況を経て、人民共和国成立後、それを「筆供」に記して

いる。

(1) 袁 金 鎧

袁は、九月二十四日に維持委が発足するとその委員長に就任し、二十八日には私邸内に維持委の事務所を開いている。しかし、彼は関東軍側にとつて必ずしも協力的な人物ではなかった。初めのうちは「東北ハ中国ノ内争ニ引込マルコトヲ避クル為国民政府ト分離シ民政ヲ行ヒタキ考」であり、そのために「出来ル限り幹旋ハ」したいが「自ら其局ニ当ルコトハ適任ニアラス」、かつ「宣統帝ノ復辟」には「個人的感情トシテハ賛成ナルモ事態ハ之ヲ許サスト思考ス」^④と述べる程度であった。だが、次第に「自分（袁）ハ地方紳士トシテノ発言及幹旋ハ辞セサルモ日本軍ノ主張ヲ行フ意向ヲ有セス……地方維持会ハ無政府状態ノ現状ヲ暫定的ニ安定セシムル過渡的弁法ニ過キサレハ此ノ意味ニテ自分モ之ニ関係シ居ルノミ」と、関東軍に対して批判的な態度をとり、維持委は関東軍とは一線を画した組織であることを主張するようになった。時局の收拾についても「張学良ヲ第一適任者トシ張作相ニ臧式毅之ニ次ク」と、はっきりと張学良支持の姿勢を打ち出している。^⑤
当時、袁らは関東軍に阿諛追従する売国奴として敵しい批判を受けていた。中には「誅戮」の脅しをかけるものもあり、袁は一

時「全ク進退ニ窮シ……辭意ヲ洩シ」たという。脅しとまでいかなくとも維持委を廃止せよという声は、袁にも届いていた。また、袁が張學良と連絡をとりあっているということは公然の秘密と化していた^⑩。関東軍との摩擦はある程度覚悟した上で、中国人としての身の処し方が袁に求められていた、といっても過言ではあるまい。

彼は、『満洲日報』のインタビューに答えて、自治政府を組織する意思はないこと・錦州の張學良亡命政権の「手の届かないところ」を代行するつもりであること・維持委は「吉林省政府や黒龍江省政府とは全然関係しない積り」^⑪であることなどを明かにしている。しかし、圧倒的な関東軍の実力を知る彼は、所謂「抗日」へ転ずることはなかった。また別に、袁は以下のように自分の心情を吐露している。

……自分は張家が保境安民主義をとり、東北に文治政治を布かんことを勧告したが遂にその目的を達しなかつた、……従つて東北に軍閥的ならざる新政権を樹立しなければならぬ……国内に戦争が起ればその時は日本をたよればよい、要するに東北は軍隊と、これを養ふための誅求から解放されなければならぬ、軍隊をなくしたあとの治安は警察隊と公安隊に委せればよい、軍隊の解散によつて生ずる財政的余裕はこ

れを鉄道網の完成と、産業の開發に利用したい、かうなれば……満鉄平行政問題などもなくなつてしまふ……^⑫

日本人に宛てた書簡という性格上、張親子を必要以上に非難しているのはやむをえない。張氏政権には距離を保って接してきた袁であるが、清末以来奉天を代表するシベリアンとしての自覚・張氏政権を通じてもお解決しえなかつた東北地方の歴史的課題——財政に負担をかけない治安維持と、日本と敵対しないで行える規模の鉄道網の完成・産業の開發——に対する認識を、ここではにじませている。

袁金鎧の苦悩は、以上の相反する心情に発していた。関東軍の介入を退け、中国人の批判に承えて維持委の独自性を守ろうとすれば却つて関東軍の態度が強硬となり、彼の念願である東北地方の平穩は崩れ、経済的發展の道も閉ざされかねない。彼は、張學良への親近感を持ち続けた点と、日本側の介入を必要最低限度に留めようとした点で、二十年代の王永江に似通うものを持つていた。しかし、状況の差があつて、来るべき国内進出の日に向けての基盤整備という展望は、既に袁からは失われている。それは、中國の一部としての東北という意識の喪失でもあつたと言えよう。維持委の省政府への移行が、徐々に具体化していた十月二十二日、袁は林銜領事を訪問して心中を明かしている。まず、維持委

の委員長になった経緯について、「臧式毅ト共ニ治安恢復ニ関シ協議中偶々臧ハ日本軍ノ為ニ軟禁セラレ……當時自分ハ大連又ハ北平方面ニ避難センカト考ヘタルモ自分カ去ルニ於テハ閱歴ニ於テ中心トナルヘキ人物ナク……全ク犠牲的精神ニ於テ日本軍部ニ推サレテ」就任したと語る。維持委の具体的な仕事の一つとして、「金融維持ノ為官銀号及辺業銀行開店ノ急務ヲ認メ軍部ニ請願」するということがあったが、「幸ニ許可セラレタルモ右ニ対シ忍フヘカラサル条件特ニ多数ノ日本人顧問及諮議ノ参加ヲ強ヒラレタ」。更に関東軍の要求は、「財政・実業・民政・教育各庁の復活や遼寧省内各県の自治政府への改変、「東北四省及河北省ニ関係アル交通委員会ノ組織」設立にまで及んだ。「自分トシテハ出来得ル限りハ日本軍ノ為ニ努力スヘキモ出来得サルコトハ之ヲ拒絶スルノ外ナシ」と結んでいる。話を聞いた林は「本電軍部ニ対シ極秘取扱方特ニ御配慮ヲ請フ」と特記し、また個人的に、袁は「一度協議ノ結果大勢上新政府ノ命令ニ服従スルモ精神的ニハ依然中央政府ニ信頼シ国際連盟ノ採決ト形勢ノ推移ヲ静待スル事ト為レル趣ナリ」と述べている。¹⁰⁾

維持委解散後の袁は、全くの名譽職にまつりあげられ、隠然たる発言力さえ失ってしまう。文治派三巨頭の一人として、東北地方の政治方針に影響力を保ち続けてきた袁の政治生命は、維持委

での活動を最後にして事実上終わったのである。

(2) 于 冲 漢¹¹⁾

事変前、大連で病氣療養中であつた于は、九月二十七日に関東軍の「推挙」を受けて維持委のメンバーに加えられ、遼陽の本邸に帰り十一月三日に奉天に出た。すぐに彼は本庄に面会し、自分の意見を披露している。十一月上旬といえは、前述のように維持委の省政府化をめぐって、関東軍と維持委との間に確執があつた時期である。そのような中で、于の立場は極めて微妙なものであつた。

六日、于は次のように語つた。

地方維持会政權代行ノ布告ニ関シ学良トノ關係断絶ヲ記入スルコトハ差支ナキモ国民政府トノ關係断絶聲明ノ件ハ地方維持会トシテ最苦痛トスル処ナルノミナラス日本側ニ於テモ此際無理押シニ内政ニ干渉シテ満州ヲ中央ヨリ独立セシムルカ如キハ国際連盟ニ対シテモ不利益ナルヤニ察セラルルヲ以テ何レ自分ハ此点ニ関シ本庄司令官ヲ訪問意見ヲ述フル管……

于もまた袁金鑑と同様に、関東軍の政治への介入に抵抗感を抱いていた。しかしこの談話の後、于が本庄を説得した形跡は史料からは見出だせない。彼にとっては、関東軍が東北全域を掌握し

つつあるという瞭然たる事実こそが今後の方針を考える上での大前提であり、日本側とどう折り合いをつけていくかが重要課題になっていった。于是、袁ら親張學良派の維持委のメンバーとは一線を画している。新聞報道では、省政府の復活を断固拒否する袁と、省政府の復活を射程に入れた上で維持委の今後を考えようとする于との、意見の不一致が見られる。^⑤袁が省政府化に抵抗する背景には、張學良の巻き返しに対する強い期待があった。しかし、于是袁に同調しなかった。于是、日本が今後國際的に孤立するかもしれないという危険性まで考えた上で（そして事実、日本は于の危惧した通りの道を歩むことになるが）、日本側との妥協に転じていく。

一九三二年一月十三日付けて記録されている于の政見からは、もはや関東軍に対する批判を読み取ることは困難である。以下、適宜要約をまじえながら、順を追って内容を見ることにしよう。

一、「絶対保境安民主義」

于是それを、「王道主義」とも言い換えている。そして、元來資源に恵まれている東北が、張氏二代の政權（特に張作霖）に搾取されて発展から取り残されたことを糾弾している。彼はここで、明らかに王永江の保境安民主義を意識している。「……：財政通の王永江氏の手腕に由りて極力財政整理を行つた結果五千万円と云

ふ巨額の剰余金を得如何なる条件の下にも之には手を付け得ぬ方法を取つて官銀号に預入れ年五歩の利息を取つて省財政の基礎を固め行々は悪税廃止産業開發の資金に充當せんとて大に努力」したにも拘らず、絶え間ない軍備擴張と内戦の為にそれは報われなかった、と。そしてこうした悪政を繰り返さないためには、「徹底徹尾旧學良政權及南京政府との關係を断絶することが絶対必要である」^⑥。

王永江は、第一次奉直戰爭に敗北した張作霖に対して、東三省の外へ膨脹しようとする軍勢力を抑止し、それによって財政的負担を軽減する目的で「保境安民」策を説いた。^⑦張に策の正当性をどうか納得させたのは、北京政府に「中央」としての權威が取り戻されるまでの一時撤退と地域振興という要素が、王の説にあったためもある。于冲漢が自説にわざわざ「絶対」の二字を付け加えた真の意図は不明だが、王の保境安民策の相対性と比べると、用語は同じでもその内容や背景は異なっている。さきに筆者は、袁金鎧が来るべき関内進出の日への展望を失っていたと指摘したが、そのことは于にもあてはまるのである。しかし、袁にとっては維持委の臨時性を保つことが関東軍への一つの抗議であり、張學良政權や南京国民政府との關係を続ける有効な方策でもあったが、于においてはもはや張政權や国民政府との連繫は、意味を

もたないものと化している。

二、民心の収攬と民力の培養

この項目は、三以下の項目の前提となるべき理念を述べた部分として理解できる。「民意を基調とする善政主義」をスローガンに、税制や「貨幣制度」の改革・「宗教、教育の刷新普及」などが列挙されている。これらは、二十年代に王永江が追求した民政・財政の自立を達成する上での基本的な事項であるのみならず、実は清末新政期からの課題の継承をも含む（前掲拙稿参照）。日本の東北地方占領という事態を迎えてもなお、于冲漢が東北地方の歴史的課題を強く意識し続けたのは、注目すべき点である。政治の転変の中でも不変であり続けた中国人有力者の認識が、一部とはいえ、「満洲国」建国へ至る日本の中国人社会に対する支配の始まりに当たって、明示されたことになるからである。それは敢えて言えば、日本側からの強制だけではない、もっと中国人社会の深層的な部分——強力・万全の支配体制を維持しつつも、地域社会の利益を最優先する柔軟性を失わない為政者を希求する社会心理、とでもいうべきもの——が、于冲漢によって代弁されたことにもなる。

三、俸給令の改正と慰勞金規定

四、審計院制度の創設

官吏の汚職の根底には、極端な薄給があるというのが于冲漢の理解である。于の提言を要約すれば、官吏の厚遇と会計検査院（審計院）の設置がうまくかみあって、はじめて行政が効率良く機能する、ということになる。

二十年代における王永江の財政改革にも拘らず、于冲漢の試算では、「省全般の財政中不正の手段に由りて消え去るもの恐らくは何千萬元……収支を詳かにし毫厘も寛容することなく収支を明細にする」が必要があった。ただ、王が財政厅长であった頃、王の認識においてはどちらかといえば、巨額で累積していた財政赤字の解消が全てに優先しており、官吏の綱紀肅正を主目標とする——財政独自の問題からはやや切り離された形での、行政（民政）改革を志向する——于冲漢の認識とは状況判断にいささか違いがある、という点には注意が必要である。

五、警察制度の大改革

于の言う「絶対保境安民主義」の一つの根幹をなす部分であり、以下の四つの小項目にわかれる。①警察官の資格・養成方法
②俸給・昇進 ③保安警察と行政警察の区分 ④戸籍法の制定
全体として、于は警察官の質の向上をめざしており、その採用・教育・給与体系・昇進・配置・人数などに注意を払っている。紙幅の都合で細かい論証は省略するが、総じて、数と武装で威圧す

る軍隊的性格を脱して、行政組織の一環として機能する性格が追究・強調されているのが目を引く。

六、新政権の不養兵主義

于冲漢が「独立国としての国防軍」の不要を主張する背景には、軍事費増大による財政困難だけでなく、「……如何なる国防軍を常置するも日本にして真に満蒙侵略の意思ありとすれば……結局無用の長物たるを免れぬ」との判断があり、「国内に於ける匪賊の弾圧には保安警察隊にて充分である」と言い切る。そして「九・一八」を「不祥事件」と呼び、その再発を日中双方に対して戒める文言で、この項目を結んでいる。

七、道路行政と産業政策

于はここでも王永江の業績を引き合いに出して、自らの主張を補強している。「嘗て王永江氏が省長たりし時県道里道に区分して大に道路行政に着手し二十万元以上もかけて大に見るべきものあつた」。しかし、その後は放置されていた。ゆえに、新政権が予算を組んで至急着手しなければならない、というわけである。

道路整備は単に産業の発展に寄与するだけでなく、匪賊の掃討や、失業者対策としても有効であるとも述べている。

鉄道については、「各地の産業が発達して物質の出廻りが多くなれば併行線問題も何もあつたものではない、鉄道も産業鉄道と

なり経済鉄道となれば必ず利益を挙げ得るものと信じて居る、瀋海線〔旧奉海線。前掲拙稿参照〕の如き既にその萌芽が現はれて居るではないか、損をしてまで大満鉄と競争するなど馬鹿切つた遣り方だ、斯う云ふ考へが遂に嵩じて今回の不祥事を生むに至つた」という認識を示した。つまり、はじめの自弁鉄道敷設にあたり、満鉄に譲歩をして併行線問題からくる対立を巧みに回避した王永江の手法を理想とし、たえず日本側を刺激するような自弁鉄道計画を発表していた張学良政権を批判しているのである。そして、今後は政治性から脱した純粹な産業・経済鉄道の敷設を心掛けるよう訴えている。

十一月十日付けで、于冲漢は自治指導部部长に就任した。彼自身の名で出された布告は美辭麗句の羅列であり、実務は十月二十四日、関東軍参謀長の三宅光治名で出された「地方自治指導部設置要領」^④により、日本人主導で行われたと思われる。しかし、「満洲国」建国の基本方針となつていつた「満蒙自由国設立案大綱」(十一月七日)の實質的起草者である松木俠は、「于冲漢の政見を聞いて意を強うした」^⑤と言われる。「満洲国」建国の基本方針の原案は、明かに日本人によつて練られた。しかし、それが成文化していく過程では、中国人有力者側にも共有される必要があつた。于冲漢の政見は、細部や背景を検討してみると実は、清末新

政期から変わらぬ、有力者層を中心とする中国人社会の政治的願望の一つの突出した形であり、于自身の政治的経歴と不可分ののであった。だが、日本側はそうしたことを忖度することなくただ都合良く解釈し、建国への次の段階へ進むための踏み台にし、そして自信をつけていった。

自治指導部部長としての于冲漢は、体の不調が進んだためもあり、実務は殆ど息子の于静遠に任せ切りであったようである。静遠はドイツに留学し、スイスの砲兵学校を卒業したためもあり欧米の事情に詳しく、スイスのごとき多民族共存国家を中国東北地方にも建国しようという理想を抱いていたという^②。彼もまた父と同じく、軍隊不要論者であった^③。そして、一九三二年四月の協和会中央事務局総務処長をかわきりに、「満洲国」の要職を歴任した^④。于冲漢自身は建国後、監察院長・國務院総参議になったのもつかのま、三二年一〇月に六一歳で病逝した。

(3) 戚 式 毅

事変直後、戚式毅は日本側によって身柄を拘束され、瀋陽市大西関五緯路の鮑某宅に軟禁され、憲兵の厳重な監視のもとにおかれた^⑤。事変前まで遼寧省主席という要職にありながら、維持委にも加えられず省政・市政の推移を知るよしもなかった。その彼が

解放されたのは、十二月一三日であった^⑥。どの史料によってもその日付を特定できないが、一三日以前、関東軍の板垣征四郎参謀が五箇条の要求を突き付けてきた。戚によればそれは、以下のよう要約される。

一、東三省政権の組織に参加し、官吏となる。

二、日本軍は東三省内に駐留する。

三、国防は日本軍によって担われる。

四、東三省は日本軍の駐留費を分担する。

五、東三省内の鉄道は日本によって経営使用される（当時の

要求が経営であったか使用であったかはつきり覚えていない——戚による注記）。

「生に執着して死を恐れるあまり」それに承諾して署名した見返りで、戚は約三箇月ぶりに自由を得たのである。

前述の如く、十五日（十六日とする史料もある^⑦）、戚は各界代表者の公選に同意する形で省長に就任し、維持委は解散した。戚の筆供によればこの公選は偽装された民意であり、維持委解散の真相は委員でさえもよく知らなかったのではないかという。又、戚は一度は就任を断ったものの、半ば強制的に省公署に連れていかれ、武装憲兵・警察の包囲に耐えきれずに承服した、と告白している。

戚は、袁金鎧の如き上の世代の政治家からも一目おかれる存在

であった。ただ、臧自身の考え方は袁とも于冲漢とも異なっていた。袁は張作霖には批判的であったが、学良には親近感をもっていた。于是張父子を共に軍閥として同類扱いにし、最終的には南京政府との断絶さえ支持した。臧式毅は、東北の政治史を「中央」との関係において理解しようとしている。「張作霖の時代には、東三省は割拠政策をとったので政治経済全体が中央政府のコントロールを受けず、独自に政治を行えた。張学良が政権を担うようになってから、全国の情勢の不統一に於いて、一致して外部に対処することができなくなり、遂に東北各省をひとしく中央政府のコントロールに委ねてしまった。この重大な変化は日本にとって不利であったため、日本が東北を侵略する勢いにも非常に拍車がかかった」という。

客観的に考えれば、張作霖政権時期の「中央」は北京政府であり、学良政権時期のそれは南京国民政府であって、また内外情勢の激変もあるから、両政権の政治方針に差異があることは当然であるが、この文章を読む限り、臧式毅はそういう面は意識していないように思われる。

袁金鎧が何を以て臧を高く評価したのか定かではないが、敢禁・脅迫されたという点、また残されている史料が「筆供」であるという特殊な事情を差し引いても、政治情勢に対する認識には

袁や于冲漢とはやはり異なる点があったと言えよう。「東北」としての独自性を貫いたという点で、臧は張作霖政権時期の特徴をとらえているのである。袁・于兩名にしてみれば、それは王永江と自分達が政権に働き掛けて実現させたという自負を伴う成果であって、政権全体をどうとらえるかはまた別の次元の問題であったが、張作霖政権時期にはまだ政権の中核にいなかった臧にとっては、距離を保てる問題であったと考えられる。ここに、「九・一八」事変に遭遇して張氏二代の政権の終焉に立ち会った袁・于と臧との、世代間ギャップともいべきものを看取することができる。

省長就任後の臧には、就任の経緯からいっても実権の与えられようはずがなかった。しかし、臧によると本庄繁は就任後の臧との会談で、「日本軍は決して内政に干渉しないし、派遣する顧問は純粋に助力者の性質のものである」と主張したという。実際には維持委の高等顧問がそのまま奉天省政府の最高顧問となり、省政府に属する各庁や金融機関の顧問もその統制指揮下に入って、中国人官僚の排除は一層露骨になっていった。

① 袁・于兩名の略歴については、拙稿註(21)と(24)を参照のこと。但し袁の死について、拙稿発表後入手した王鴻賢・卞直甫著『盛京軼聞』(吉林文史出版社、一九八八年)三〇六頁は、一九四四年に「癆症」を病み辞職して、四六年三月に遼陽で亡くなったと述べる。

- ② 歐式毅の経歴については、中央檔案館・中國第二歴史檔案館・吉林省社会科学院合編『日本帝國主義侵華檔案資料選編 九・一八事変』（以下、「九・一八」と略、中華書局、一九八八年）、五五一―六頁、「歐式毅筆供（一九五一年一月、于哈爾濱）」の編者注を参照のこと。
- ③ 一の註②に同じ。
- ④ 『日本外交文書』三〇九―一〇頁 九月三十日 「東北の独立、宣統帝の復辟に関する袁金鑑の談話について」。
- ⑤ 同 三一六頁 十月三日 「袁金鑑の奉天民會長に対する時局談話について」。
- ⑥ 『史料精編』所収、「東北民衆反日救国会為不承認偽地方維持會及其日方所訂任何条件事致各界電」（一九三一年十月四日、五五二―三頁）ほか、三点の文書。
- ⑦ 一の註②に同じ。
- ⑧ 註⑥書所収、「東北民衆為宜速取消『維持會』事致遼寧地方維持會成員函」（十月、五六二頁）、「東北民衆警告袁金鑑必須撤出『維持會』否則將予懲治函」（十月、五六二―三頁）。
- ⑨ 例えば、外務省記録 A-111-0-21-3-1 「滿州事変 各國ノ態度 支那ノ部」所収 北平第三六号 昭和六年十月十九日 北平輔佐より參謀次長宛てて 國民黨員の通報として、張學良が袁金鑑や熙洽に「某要官条件ヲ以テ日本側トノ妥協ヲ勸メントノ企圖アリ」と述べた後、「旧聞ニ屬スレトモ……為念」としている。
- ⑩ 『滿州日報』十月六日朝刊 「袁金鑑氏と語る／錦州政府が成立しても／維持委員會は解消せず」（奉天にて 前田特派員発）。
- ⑪ 『朝日新聞（大阪）』十月十一日朝刊 「軍備なき平和境を／滿蒙に建設したい／内田滿鉄總裁に對して／袁金鑑氏真意を表明」。
- ⑫ 『日本外交文書』三六〇―一頁 十月二十二日 「治安維持會その他袁金鑑の時局に関する内話について」。
- ⑬ この節は基本的に以下の史料によった。関東軍司令部「于沖漢の出廬と其政見」（昭和六年十一月二十二日）、參謀本部「滿州事変に於ける軍の統帥」、「滿蒙新建設に對する住民の意嚮」（昭和七年一月十三日）、いずれも『現代史資料11 続 滿州事変』所収。
- ⑭ 『日本外交文書』三七一頁 十一月六日 「奉天地方維持會の省政府代行布告その他日本軍の方針に關する于沖漢の疑義表明について」。
- ⑮ 『盛京時報』十一月六日 「恢復省權声中之于袁兩老態度 各有其進退主義」。
- ⑯ 前掲「于沖漢の出廬と其政見」五六六頁。なお、「如何なる条件の下」でも剰余金に「手を附け得ぬ方法」が、具体的には何を指すのか、現時点では不明である。今後の課題としたい。
- ⑰ 前掲拙稿九七―八頁。
- ⑱ 東北地方当局は、特に内包する滿鉄附屬地や隣接する関東州を通じて、日本の制度に早くから深い関心を持っており、その導入に力を入れていた。拙稿八七―八八頁で触れたように、文治派官僚と警察行政との間には密接な關係があった。
- ⑲ 「自治指導部布告第零号」『現代史史料11』五七一頁。
- ⑳ 「片倉日誌」其一所収。
- ㉑ 本庄繁『本庄日記』（一九八九年、原書房）附録、三七五―九頁。
- ㉒ 「王賢濤檢拳于靜遠材料（一九五四年五月十四日）」（『九・一八』三四五―七頁）。なお、王賢濤は王永江の息子である。
- ㉓ 「王子銜檢拳于靜遠材料（一九五四年五月二二日）」（同右）三四七―八頁。
- ㉔ 「于靜遠口供（一九五四年九月一日）」（同右）三五四―五頁。
- ㉕ 『歐式毅筆供（一九五一年七月）」（同右）三五六―九頁。以下、特に断らない限り、この節はこの筆供と註②筆供及び一九五四年八月九日の筆供（同右）三六〇―二頁）に基づいて叙述する。

②⑥ 「片倉日誌」其三、二月一六日の項。

②⑦ 同右、及び『盛京時報』二月一七日 「威奉九市長出廬經過 十六日舉行就任式」。また、『本庄日記』の二月一五日の条には、「此日奉天商工代表省長衙門に至り威式被推戴を要請す」とあり、代表が（直接）公選して威を省長としたと記す林総領事の報告とは異なり、まず陳情し来たという形跡を残している。

②⑧ 前掲註②、一九五一年の筆供。

②⑨ 威の「筆供」の重要性は以下の点にある。まず、事実直後の威は敬禁されていたので、威自身がおかれていた詳しい状況については余人の知るころではない。次に、袁金鎧や于冲漢は様々な形で政治的発言を残しているが、威は同時代人からも寡黙とみなされ、「筆供」以外にまとまった「発言」を残していない。

③⑩ 前掲註②。なお、威自身は本庄との会談の日付を記録していないが、『本庄日記』によって二月二四日とわかる。但し、本庄は日記には威式被との会談内容について記載していない。

おわりに

従来の研究では、維持委の設立は関東軍の計画通りに強行されたものであったとする理解が主流であり、事変直後の瀋陽の政治状況の實際に即した考察が充分に加えられてきたとは言えない。

本稿もまた関連史料を完全に網羅したとは言い切れないが、少なくとも関東軍による強制だけで收拾できる事態ではなかったことは明かにした。つまり、関東軍・中国人社会（有力者を中心とす

る）の双方にとって、単に人心の収攬だけではなく、食糧の欠乏や治安の混乱等を収め、かつ市民生活に平穩が戻ったらそれを監督できるだけの組織が必要であった。維持委は瀋陽を中心として近隣の当面の混乱を収めるについては、関東軍にも協力的であり得たが、それが一段落して政局運営というレヴェルになると、何とか関東軍の介入を退け、内外に向かって独自性をアピールしようと試みはじめた。

関東軍は、自己のコントロールから離れようとする維持委に対し、当初よりも更に強く束縛していった。関東軍は、維持委になしと軍の一層の介入を成功させようとした。しかし、維持委委員長・袁金鎧を中心とする親張学良派は、維持委の性格を飽くまでも錦州の張学良の亡命政府の補助機関・臨時的な治安維持(監督)組織にとどめ、いわば中国人側の行政の一種の「牙城」たらしめようとした。関東軍の内部でも、中国人を政治の中核にどの程度関与させるか、関東軍の主導権をどの程度顕在化させるか、両者のバランスをめぐる議論があった。関東軍は維持委の省政府化を進め、最終的には、袁金鎧を半ば脅迫しつつ、張学良政権および南京国民政府との断絶を盛り込んだ独立宣言を公布させ、威式被を省長とする奉天省政府を正式に発足、維持委を解散させた。

次に、袁金鎧・于冲漢・戚式毅各々の事変への対処や心境の変化を整理し直してみよう。事変に関わった有力者の足跡については、例えば浜口氏は「張学良との距離」「日本との距離」などの「四つの座標軸」を用いて分類し、山室氏は橋樑の論説も援用しつつ、于冲漢の「保境安民・不養兵主義」に焦点を当てて叙述している。②本稿では、一と呼応するように、各人の心境や対処の変化を時間の経過に沿って再構成した。

委員長の袁金鎧には、清末新政期以来の奉天を代表する有力ンビリアンとしての自負があった。事変当初はさほどでもなかったが、内外からの批判もあり、次第に親張学良という旗幟を鮮明にし、維持委と閔東軍との距離を保とうとし始める。しかし、彼は同時に、維持委の独自性に拘りすぎれば閔東軍の態度が強硬になり、念願の課題——治安維持・財政安定・産業開発・鉄道網完成など——の解決は難しくなることも自覚していた。張学良政権や南京国民政府との関係断絶を宣言する布告に抵抗を示しつつ、最終的に同意したのも、単に閔東軍に脅迫されたためばかりでなく、以上のような葛藤を背景にしている点を加味する必要がある。

于冲漢は、袁金鎧とは対照的な対処をした。彼は奉天に出てきた当初から、張学良政権との関係断絶には抵抗を示さなかった。ただ、南京国民政府との絶縁が、日本の国際連盟からの孤立を招

くかもしれないという危惧は表明していた。にも拘らず、自分の政見を閔東軍側に呈示し妥協に転じている。彼にとっては、閔東軍が東北全域を掌握しつつあるということは不動の事実であり、今後の統治方針を考える上での大前提でもあった。故に、日本側とくに折れ合うかが重要であった。

政見の内核は、「絶対保境安民主義」（王道主義）である。東北における「保境安民」といえば直ちに二十年代の王永江を想起させられるし、于冲漢も盛んに王を引き合いに出すが、二十年代と異なりこれは「徹底徹尾旧学良政権及南京政府との関係を断絶すること」、文字通りの「絶対」的な中国本土からの分離を意味しているのである。しかし、興味深いことにその「絶対保境安民主義」の下で行おうとする施策は、清末から脈々と継承されてきた東北地方の歴史的課題を反映したものであり、この点では袁金鎧と同様である。例えば、治安維持の方策について数と武装で威圧する軍隊的性格の巡警から、質と機能で行政を補完する警察への改革が重視されている。彼の政見は、「九・一八」という危機的事態を迎えても衰えない（むしろ顕在化する）、有力者層を中心とする中国社会の政治的願望の一つの突出した形態であり、はじめから日本側の意向に沿うために練られたものばかりではなかった。しかし、日本側は「満洲国」建国の基本方針づくりに都合

良く于の政見を解釈し、自信をつけていったのである。

袁・于より若い世代に属する戚式毅の場合は、事変の受け止め方が異なる。彼は事変前、遼寧省主席という要職にありながら、事変勃発直後から軟禁され、維持委にも加えられず、政治状況の変化の外におかれた。彼が政治の表舞台に何とか復活したのは、関東軍側の脅迫的要求を受け入れたからであった。解放後に残した「筆供」において、戚は張作霖政権時期の特徴を東北の独自性を貫いたという点でとらえ、逆に学良政権時期にはそれが出来なかつたと述べた。

「九・一八」は、確かに日本側による大規模な侵略行為であった。しかし、それを迎えた中国人社会にとっては、とりあえず秩序を回復した後は、それまでの東北地方の歴史や中国本土との関

係や日本其他との国際関係を検証し、抵抗か妥協か、各々判断を迫られる試練の時であった。その判断は政治状況により、また個人により、刻々と変化していく微妙なものであったが、決して関東軍に全てを強制されたものではない。また、強制されたものであっても、東北地方としての独自の発展という点に鑑みてどこかで折り合いをつけねばならなかった。「九・一八」から「満洲国」建国への過程をうけいれた瀋陽の政治状況をおってみると、以上のごとき一断面が浮かび上がってくるように筆者には思われる。

① 前掲九一年論文、三五頁。

② 前掲書、八三―九一頁。